

**建設市場整備推進事業費補助金**  
**(「地域の守り手」となる建設業の ICT 活用促進)**  
**【実施要領】**

令和7年2月13日  
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

**第1. 目的**

この実施要領は、建設市場整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域の守り手となる建設業の ICT 活用を促進し、発災時の応急復旧対応力の強化や建設現場における生産性向上に資することを目的とする。

**第2. 事業内容**

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、建設業に係る発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資する ICT 機器の導入並びに発災時以外も含めた建設現場における生産性向上を目的とする当該 ICT 機器の活用等に関する取組に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

**第3. 補助金の交付事業**

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人  
(いずれも建設業に係る団体に限る)

イ 民間企業・個人事業主 (いずれも建設業を営む者に限る)

ウ その他国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

(3) 間接補助金の交付額

間接補助金の交付額は、別表第1第4欄に示すとおりとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び周知・広報活動

イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

ウ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

オ 間接補助事業者の事業実施内容のとりまとめ

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の作成

補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、交付要綱第5条から第28条までに準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

間接補助金交付先の採択は、国土交通省不動産・建設経済局長と協議の上、行うものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により調達した ICT 機器等には、国土交通省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

国土交通省は、交付決定日から翌年度9月末日までの補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

#### 第4. 指導監督

##### (1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

##### (2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が次の条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

- ① 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 間接補助事業者は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のもの及びその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

#### 第5. その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

【別表第1】

1. 間接補助事業の区分	建設市場整備推進事業
2. 間接補助事業の内容	<p>発災時の応急復旧を想定した防災訓練に際し、作業員の技術習得及び発災時における対応体制の強化による安全性の向上に資する ICT 機器の導入</p> <p>(発災時以外の建設現場における生産性向上を目的とする当該 ICT 機器の活用等を含む)</p> <p>&lt;ICT 機器の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェアラブルカメラ</li> <li>・ドローン</li> <li>・ウェブカメラ</li> <li>・四足歩行ロボット</li> </ul>
3. 間接補助対象経費	事業を行うために必要な経費で、別表第2に掲げるもの
4. 交付額	<p>間接補助対象経費のうち、補助事業者が必要と認めた額に<u>2分の1</u>を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨て)</p> <p>※事務費については、国土交通省との協議により定められた率の上限の範囲内で補助事業者が必要と認めた額とする。</p>

【別表第2】

科目	内容
購入費	事業を行うために直接必要な機械、器具及びシステム等 (以下「ICT 機器」という。) の購入費
消耗品費	事業を行うために直接必要な消耗品及び消耗材料に要する費用
通信運搬費	ICT 機器に係るデータ通信料、運搬費等
光熱水料	ICT 機器に係る電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料
借料及び損料	ICT 機器に係る借料及び損料、会場借料、物品等使用料、特許等使用料、ソフトウェア利用料
委託費	ICT 機器に係る補修・修繕費、保守点検費、清掃料、据付費、撤去費、保管料及びサポート費等の請負又は委託に要する費用
燃料費	ICT 機器に係る燃料の代価 (各種燃料油等)
業務費	事業を行うために直接必要な調査、設計、製作、試験、検証及び技術習得に要する経費 (請負又は委託によりこれらを行う場合においては、請負費又は委託料の費用)
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する人件費、間接補助員人件費、旅費、会議費、諸謝金、外部有識者派遣経費、外注費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費及び備品購入費、使用料及び賃借料
その他必要な経費で補助事業者が承認した経費	事業を行うために直接必要と認められる経費に限る。